函館市監査公表第7号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知(写)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年4月26日

函館市監查委員 山 田 潤 一 函館市監查委員 本 間 裕 邦 函館市監查委員 斉 藤 明 男

函館市監查委員 松 宮 健 治



图 港 管 平成31年(2019年)4月2日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	港湾空港部		
監査の種類	定期監查 【財政援助団体等監查》:	その他	()
監査等実施期間	平成30年8月31日~平成30年11月13日	講評日	平成30年11月15日
	公の施設の指定管理者監査		
調査対象事項名	施設名 港町ふ頭コンテナヤード施設		
. *	団体名 株式会社函館国際貿易センタ	•	
指摘事項 意見・要望事項			

港町ふ頭コンテナヤード施設業務処理要領において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に基づく事業報告書に事業収支状況などを記載し提出するよう定めているが、記載された事業収支状況は収支計画書の経費区分と異なっているため、当該年度収支計画書との対比や当該年度内の経理の正確性、さらには事業計画書に基づく業務となっているかなどの確認が十分に実施されていなかったことから、提出資料の内容確認はもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針(平成21年5月策定)が求める業務実施確認に基づく評価、指導および指示などを所管部局において確実かつ的確に行うよう徹底し、適切な施設管理に努められたい。

措置内容、対応・考え方

事業報告書に記載する事業収支状況について,経理が正確に行われていることが十分に確認できるよう平成30年度の事業報告から収支計画書と経費区分が対比できる内容に記載方法を改めるよう指導したところであります。また,提出資料の内容確認やモニタリングによる評価等を確実かつ的確に行うよう徹底することとし,施設の適切な管理に努めてまいります。